

ねんきん「コーナー」



「国民年金保険料免除制度」について

国民年金の保険料は、月額1万6490円(平成29年度)です。

20歳から59歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間や保険料を免除された期間などが、原則25年(300月)あることが必要です。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

この制度は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に、「全額免除」や「一部納付(一部免除)」が承認されます。

これらの保険料免除期間(一部納付を含む)は、年金受給に必要な期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、3年目からは加算額が付きまます。

◆免除などの申請期間

免除申請を希望する場合は、年金事務所や役場国民年金担当窓口で、年金手帳と印鑑をお持ちになり、手続をしてください。

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始され、平成29年7月〜平成30年6月までの期間を対象として審査します。なお、申請は原則として毎年度必要です。

◆退職(失業)による「特例免除制度」

退職(失業)した年度および翌年度に限り、「特例免除制度」を利用することができまます。通常、保険料が免除されるためには、本人・配偶者・世帯主の所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる本人

の所得を除外して審査を行います。特例免除を申請される場合は、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関の証明書の写しが必要です。

◆若年者納付猶予制度

50歳未満の方については、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

この場合、世帯主の所得は審査の対象外となり、本人・配偶者の前年の所得で審査することになります。

◆学生納付特例制度

学生の場合は、一般の免除申請はできず、「学生納付特例」の申請となります。在学証明もしくは学生証(両面の写し)の添付が必要です。

免除の対象期間は、申請日が1月〜4月の場合は、前年の4月からその年の3月までの期間となり、4月以降の場合は、その年の4月から翌年3月までとなります。(4月は両期間申請が可能)

また、平成26年4月から(申請時点より)過去2年1か月分の免

除申請ができるようになりました。詳しくは、役場または年金事務所へお問い合わせください。

○お問い合わせ

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800(直通)

佐賀支所 地域住民課

☎ 55-3701(直通)

児童手当現況届の提出をお願いします

現在、児童手当を受給している方は、児童手当の「現況届」の提出が必要です。

この「現況届」は、毎年6月1日における状況を記載していただき、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのものです。

「現況届」の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。6月初旬ごろに、提出が必要な方には現況届を郵送しますので、忘れずに手続きをしてください。